

過重債務（借金返済等）に関する弁護士相談会のご案内

愛知県商工会連合会経営安定特別相談室では、今回過重債務（借金返済等）に問題を絞った特別相談窓口を平成21年12月24日から平成22年3月15日まで設け、以下のとおり中小企業者を対象とした弁護士相談会を開催いたします。相談日、相談会場は、裏面のとおりです。申し込みは以下の方法により行いますので、是非この機会にご活用ください。

また、予約制、先着順を原則とし、当日も可能な範囲で受け付けます。なお、電話相談も可能な範囲で受け付けます。

相談窓口

愛知県商工会連合会 経営安定特別相談室 TEL 052-203-8122

FAX 052-220-5784

日時：平成21年12月24日（木）～平成22年3月15日（月）

午前8時45分～午後5時30分

弁護士相談

日時：平成22年1月14日（木）～平成22年3月15日（月）のうち10日
午前9時00分～正午・午後1時00分～午後3時00分（電話相談も同時受付）

場所：愛知県商工会連合会 相談室

（名古屋市中区丸の内二丁目4番7号 愛知県産業貿易館 西館 8階）

内容：「過重債務（借金返済等）の法律相談」

応談者：愛知県弁護士会所属弁護士

参加料：無 料

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、愛知県商工会連合会までFAXにてご送付下さい。

（愛知県商工会連合会 TEL 052-203-8122 FAX 052-220-5184）

申込をされた方に担当者より確認の電話をいたしますので、連絡先を必ずご記入ください。

「特別相談窓口相談会」申込書

愛知県商工会連合会 広域指導課 宛（FAX 052-220-5784）

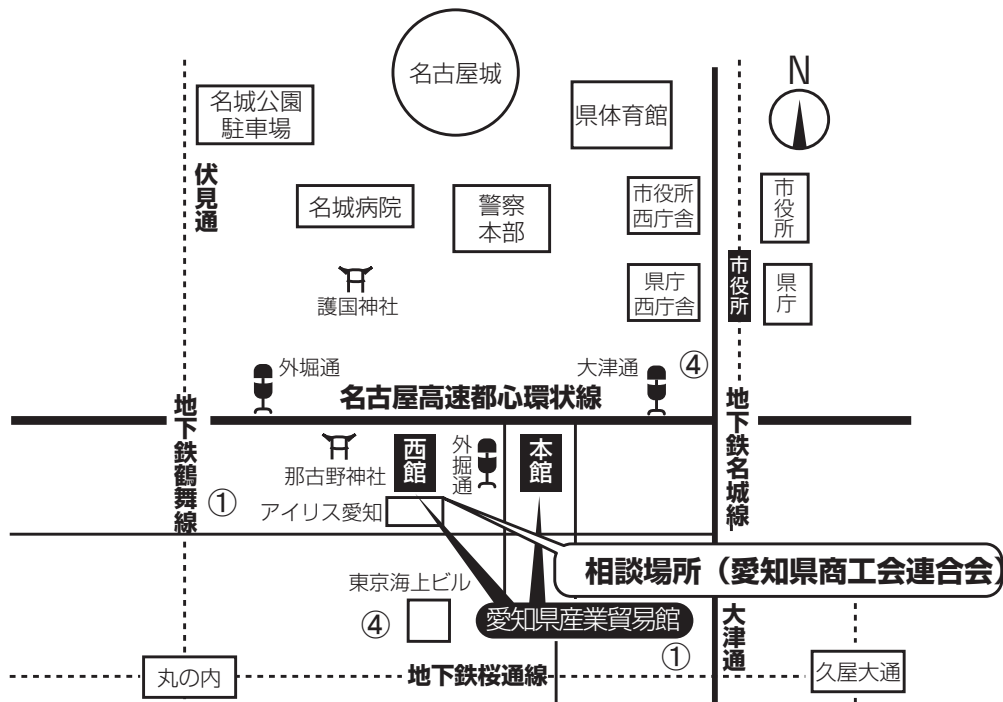
所属商工会 及び商工会議所			
事業所名		代表者名	
所在地	〒 Tel Fax		
相談区分	過重債務	資金繰	債務返済 その他
相談希望日時	第1希望	月 日 () 時 分から (概ね1時間)	
	第2希望	月 日 () 時 分から (概ね1時間)	
申込者氏名		申込者連絡先	

地域力連携拠点事業 特別相談窓口弁護士相談日程

- 1, 月日 平成22年1月14日(木)～平成22年3月15日(月)のうち下記の10日
- 2, 場所 愛知県商工会連合会 相談室
(名古屋市中区丸の内二丁目4番7号 愛知県産業貿易館 西館 8階)
- 3, 時間 各日とも午前10時～正午・午後1時～午後3時(1日4時間)
(1人あたりの相談時間の目安は概ね1時間です。)
- 4, 内容 過重債務(借金返済等)の法律相談
- 5, 対象 愛知県内の中小企業者等

	月日	時間	応談者
1	1月14日(木)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
2	1月25日(月)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
3	1月29日(金)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
4	2月5日(金)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
5	2月10日(水)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
6	2月17日(水)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
7	2月23日(火)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
8	3月2日(火)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
9	3月8日(月)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士
10	3月15日(月)	午前9時～正午・午後1時～午後3時	愛知県弁護士会所属弁護士

愛知県商工会連合会 案内地図



地下鉄 桜通線 丸の内駅下車 4番出口・鶴舞線 丸の内駅下車 1番出口から徒歩10分
 名城線 市役所駅下車 4番出口から徒歩10分
 桜通線・名城線 久屋大通駅下車 1番出口から徒歩13分

市バス 名古屋市バスターミナル(松坂屋ビル2F) 5番乗り場幹線名駅1、
 または6番乗り場名駅14系統に乗車「外堀通」下車すぐ